特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク

役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク（以下「法人」という。）定款第　　条の規定に基づき、役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事を指す。

（報酬）

第３条　法人の役員は、無給とする。

（適用除外）

第４条　職員を兼務する理事については、この規程を適用しない。

（費用）

第５条　役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

第６条　本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は令和２年１２月１日から施行する。